

2 - 2 共用部分の設備

(1) 給水施設

水道は、各戸ごとに水道メーターが取り付けられ、使用量に応じ料金が徴収されます。多くの団地では、一度、受水槽に水をためて、ポンプで屋上水槽や給水塔に汲み上げてから、自然圧力によるか、又はポンプの圧力により各家庭に送水されています。また一部には、受水槽を使わずに直接増圧ポンプにより給水するものもあります。

階段口にある靴洗場の共同水栓は、上記の水槽と別系統となっており、ポンプの故障等で断水した時も使用できます。

- 水槽の清掃 受水槽や屋上水槽又は給水塔は、毎年1回以上清掃します。清掃に際しては、断水を伴いますので、みなさんのご協力をお願いします。

(2) 排水施設（建物内設備等）

台所や洗濯場からの排水管は、数軒の排水管が集められて一本の管につながっています。1人の不注意で管が詰まると、水が逆流し棟全体の人々が大変迷惑しますから、天ぷら油等の残りや固形物などの詰まりやすいものは流さないよう特に注意してください。排水管の詰まりの清掃や、詰りが原因で排水が逆流し室内が汚損した場合の復旧は、みなさんの費用で行っていただきます。

建物外部の第1ますまでに発生した詰まり清掃も同様にみなさんの負担です。

団地内道路のU字溝などは、定期的に清掃してください。

トイレからの污水及び台所等からの排水は直接公共下水道管に流されます。

(3) 消防用施設

消火器、消火栓、火災報知器、非常警報等の設備のある団地では、共同で消防訓練などをして常に設備の位置及び取り扱い方をみなさんが知っておく必要があります。

これらの設備については、専門業者に委託して定期的に設備の点検を行っていますが、この設備を子どもがいたずらをして、破損や誤って作動させてしまうことがあります。このようなことは、非常災害のときに設備が正常に機能を発揮しなくなることもあり、また、修繕についてもみなさんの負担となりますので、日頃から、みなさんで十分に注意しあうようお願いします。

(4) エレベーター

都営住宅等のエレベーターは次の点に注意して利用してください。

ア 非常の場合

万一、利用中にエレベーターが止まった場合は、非常呼出ボタンを押してください。エレベーターの管理会社等と直接話ができます。また、15秒間程度、1階エレベーター乗り場、

エレベーター内の警報ブザーが鳴り続けます。

イ 夜間の使用

防犯上、タイマーにより夜12時から翌6時まで強制的に各階運転になります。ただし、自治会等の要望によって、タイマーを解除している団地もあります。

ウ ご注意

- (ア) いたずらでボタンを押したり、エレベーター内であばれたりすることは絶対やめてください。他の方の迷惑になるばかりでなく故障の原因にもなります。
- (イ) ボタンを傘の先など硬い物で突き押しさないでください。
- (ウ) 扉の開閉時には、危険ですから扉に触れぬよう、特に子どもに注意してください。
- (エ) 子どもの一人乗りはしないよう、保護者の方が付き添ってご利用ください。
- (オ) エレベーター内は禁煙です。
- (カ) 火災や地震の際の避難にはエレベーターを利用せず、階段を利用してください。
- (キ) エレベーター内、特に扉の敷居溝のごみづまりは、エレベーターの故障の原因となりますので、日頃から清掃してください。なお、清掃時は水をかけないようにしてください。
- (ク) エレベーターの扉の近くに立つと、挟み込み等で思わぬ事故が発生することがあります。特に長いひも状のもの（なわとび、マフラー、きんちゃく袋等のひもなど）は、扉に挟まったままエレベーターが動き出す場合があり、重大な事故を招く危険がありますのでご注意ください。